



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

2月6日から、「転出届」について、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯の方、ご自身以外の同一世帯の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。



デジタル庁ホームページ

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、転入先市町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。また、転出届を提出する市町村での手続きが別途必要な場合もあります(水道や、保険証などの手続き)。



マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカード申請期限が延長されました(令和5年2月末まで)

マイナポイント第2弾の申し込みをするためには、マイナンバーカードの申請をしていただく必要がありますが、申請期限が令和5年2月末に延長されました。また、マイナンバーカードの申請をされていない方は、役場でマイナンバーカード申請サポートやマイナポイント申し込みサポートを行っていただきますので、お気軽にご利用ください。



マイナンバーカード受付窓口を時間延長しています

マイナンバーカードの普及促進のために、マイナンバーカードの申請、受け取り、マイナポイントの申し込みに関して、担当窓口の開庁時間を次のとおり延長いたしますので、お気軽にお越しください。

本庁 住民課住基戸籍係

地域住民課総合窓口第2係

毎週水曜日

午後7時15分まで

※時間延長期間

3月29日(水)まで

※延長時間の業務内容については、マイナンバーカードの申請、受け取り、マイナポイントの申し込みに限ります。



マイナンバーカード申請サポート(無料)を行っています

◆サポート内容

- ・顔写真撮影
- ・マイナンバーカード交付申請の代行

◆お持ちいただくもの

通知カード

- QRコード付き申請書
- 本人確認書類(免許証や保険証など)のいずれか1点



マイナンバーカードの交付について

マイナンバーカードは、申請してから発行までに約4週間ほどかかります。カードは役場に届き、役場から交付についてのハガキを郵送します。

◆お持ちいただくもの

1. 通知カード

2. 交付案内のハガキ

3. 本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限ります)

A

運転免許証・運転経歴証明証(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

B

健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

◆注意事項

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。